

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第6回期日(20211115)提出の書面です。

令和元年(ワ)第2827号、令和3年(ワ)第447号

「結婚の自由をすべての人に」訴訟事件

原告 原告番号1(こうすけ)、原告番号2(まさひろ) 外4名

被告 国

意見陳述書

2021(令和3)年11月15日

福岡地方裁判所第6民事部合議B係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 森 あい

1 同性愛は異常で病気とする異性愛規範の確立

同性愛は、性欲の濫(らん)行(ぎょう)であり「人類を滅亡せしむる」。「一種の伝染病にしてその蔓延するところの、社会を破壊することは、かの亡国病なる肺結核、花柳病及び酒毒に似たり」。

1915年に出版された、『変態性慾論』という本に書かれていたことです。現在の日本で、このようなことを聞けば、多くの人が、「それは誤っている」と言うでしょう。少なくとも、法学や医学の研究者がそのようなことを平然と言っていることは考えられません。

しかし、19世紀末、同性愛を病理化する言説が日本に輸入されて以降、異性愛が、正常で、自然で、原則である一方、同性愛は、異常で、不自然で、変態であり、病気とされるようになりました。

1942年に中川善之助という民法学者が書いた『日本親族法』とい

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第 6 回期日(20211115)提出の書面です。

う本の中に、同性婚のことが出てきます。「学問を妻とするとか、書籍を配偶者とするとかいふのが一片の比喩に過ぎなく、真の婚姻意思とは見られないのと全く同様に、同性間の婚姻といふ如きことが婚姻的法律要件として否認されなければならない」。中川のこの言葉は、学問という抽象的な概念との結婚や、書籍という生き物ですらない物との結婚が喩えにあげられるほど、同性婚やその暮らしが、実態がなく、具体性を欠く、全くの想像上のものに過ぎないと考えられていたことを示しています。

2 戦後も変わらなかった

1945年、戦争が終わりました。戦後、いろいろなことが変わりました。1946年には日本国憲法が制定され、翌年施行されました。憲法24条において、家族生活における個人の尊厳と両性の本質的平等が規定されたことから、明治民法の家族法の規定は根本的な改正が必要となり、民法の改正も進められました。

しかし、同性愛が変態性欲として精神病とされる時代は続きました。そのような中、法学者も、あいかわらずでした。先ほど述べた中川善之助は、1958年に出版した『親族法(上)』の中で、戦前とほぼ同じ記述を繰り返しました。戦後も、同性愛を異常性欲として病気だとみなす誤った科学的、医学的知見のもと、同性婚は、実態がない、具体性を欠く、全くの想像上のものに過ぎないとされ、その意思や暮らしが真摯に考慮されることはありませんでした。

1985年になっても文部省は、同性愛を「健全な異性愛の発達を阻害するおそれがあり、また社会的にも、健全な社会道徳に反し、性の秩序を乱す行為となり得るもので、現代社会にあっても是認されるものではない」として倒錯型性非行の一つにあげていました。広辞苑も、1991年に版が改められるまで、同性愛を「異常性欲の一種」と記載して

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第 6 回期日(20211115)提出の書面です。

いました。

今からすると信じられない状況です。

3 同性愛は病気ではなくなった

しかし、1990年代から大きく変わり始めます。1991年、同性愛者団体の抗議により、広辞苑の記載から「異常性欲」という文字が消えました。

世界では、1992年、世界保健機構（WHO）の疾病分類から「同性愛」の分類名が削除され、「性的指向それ自体は障害とみなされない」と明記されました。同性愛は、異常ではなく、病気でもなくなりました。この動きは、日本にももたらされます。1995年、厚生省が、同性愛を病気とみなさない WHO の疾病分類を採用しました。日本精神神経学会も、学会としてこれを尊重することを明らかにしました。

長らく同性愛を精神病としてきた、科学的、医学的知見の誤りを国が正し、また、学会も正したのです。日本でも、ついに、同性愛は異常ではなく、病気でもなくなりました。

司法でも変化がありました。1994年、府中青年の家東京地裁判決において、同性愛と異性愛はいずれも人の性的指向の1つであり、人間の性のあり方として平等であることが判示されました。控訴審判決では、同性愛者の権利、利益を擁護することが行政の責務だということも述べられました。原告らは控訴審でも勝訴し、判決は確定しました。

4 大きく動く社会と変わらない政府・最大与党

国も学会も同性愛が病気ではないと認めたこと、そして、府中青年の家判決、この2つが、2000年代以降、行政が同性愛者を含む性的マイノリティをめぐる人権課題に取り組む基盤となりました。ジェンダー平等政策への批判の高まりの中で停滞することもありましたが、特に、2015年、渋谷区と世田谷区でパートナーシップ制度が導入されるこ

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第6回期日(20211115)提出の書面です。

とになってからは、国はもちろん、地方自治体や企業での取組も飛躍的に進みました。

現在、パートナーシップ制度導入自治体は130を超え、人口カバー率も4割を超えました。同性婚への賛同を表明する企業は、Panasonic、HONDA、三菱自動車など日本を代表する企業も含め、200近くに上っています。

国民の中では、同性婚への賛成が急速に高まっています。研究者グループによる調査では、2015年には賛成とやや賛成をあわせて51.2%だったのが、2019年には64.8%となり、わずか4年で13.6%も増えました。

このように、大きく社会が変わる中、国会でも、野党議員を中心に、同性婚について質問などが相次いでなされています。しかし、政府と最大与党である自民党が消極的であるため、同性婚の法制化は進みません。国民の意識とのズレが拡大しているのが現状です。

5 科学的、医学的根拠の完全な転換や社会の変化を踏まえ、憲法を解釈すべきこと

日本国憲法が制定された時、国会の審議で、同性婚について言及はありませんでした。これは、同性愛が変態性欲として精神病とされ、「人類を滅亡せしむるに至る」ともされる誤った科学的、医学的知見の下、同性どうしで「ふうふ」として共同生活を営むというようなあり方はおおよそ想定されず、同性婚が、抽象的な概念や無生物との結婚の如く、実態がなく、具体性を欠く、全くの想像上のものに過ぎず、その意思や暮らしが立法者の想定外であったからです。

しかし、同性愛を精神病とする誤った科学的、医学的知見は、国によっても、学会によっても、完全に否定されました。そして、国、地方自治体、企業の実践、また、人々の意識も大きく変わりました。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第 6 回期日(20211115)提出の書面です。

本訴訟で問題となっている憲法の諸条文（13条、14条1項、24条）の解釈は、これらの変化、とりわけ、同性婚を想定外としてきた科学的、医学的根拠が完全にその正当性を失ったことを考慮してなされなければなりません。

札幌地裁判決は、まさにこの点を考慮し、憲法14条1項に違反するとしました。

現在もなお同性婚を想定外とし続けることは、誤った科学的、医学的知見を信奉し続けるのと同じことです。

福岡の、この裁判体においても、科学的、医学的知見の転換や社会のさまざまな変化も踏まえ、判断くださいますようお願い致します。

以上